	自由民主党広島県参議院選挙区第七支部 （関係書類が押収されているため、使途等の内訳の一部が記載できない旨、報告があった。） 報告年月日　3. 5.21 1　前年末支部基金残高　不明 2　支部基金積立総額（果実を含む。）　不明 3　本年末等支部基金残高　不明

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第百九十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第一項の規定により提出された政党交付金の使途等に関する報告書について、自由民主党から訂正の報告があったので、令和四年総務省告示第三百五十六号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年六月三日　　総務大臣　村上誠一郎

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
〔**自由民主党**〕 **政党交付金に係る報告書の要旨（本部分）** **自由民主党** ［略］ ［1～7　略］ 8　支出項目別金額の内訳 ［略］ （選挙関係費） 支出の目的　金額　氏名　住所 ［略］ 〃　123,680　三原　順子　横浜市 ［略］ 〃　66,330　三原　順子　横浜市 ［略］ 〃　250,640　三原　順子　横浜市 ［略］ ［9・10　略］	〔**自由民主党**〕 **政党交付金に係る報告書の要旨（本部分）** **自由民主党** ［同左］ ［1～7　同左］ 8　支出項目別金額の内訳 ［同左］ （選挙関係費） 支出の目的　金額　氏名　住所 ［同左］ 〃　123,680　三原　順子　川崎市 ［同左］ 〃　66,330　三原　順子　川崎市 ［同左］ 〃　250,640　三原　順子　川崎市 ［同左］ ［9・10　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第百九十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第一項の規定により提出された政党交付金の使途等に関する報告書について、自由民主党から訂正の報告があったので、令和五年総務省告示第三百四十三号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年六月三日　　総務大臣　村上誠一郎

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
〔**自由民主党**〕 **政党交付金に係る報告書の要旨（本部分）** **自由民主党** ［略］ ［1～7　略］	〔**自由民主党**〕 **政党交付金に係る報告書の要旨（本部分）** **自由民主党** ［同左］ ［1～7　同左］